

利用者の声



診療所の医師から

- 栄養支援が必要な在宅患者へのアプローチに困っていたが、栄養ケア・ステーションの存在を知り、依頼することで、患者はもとより、家族や関わる医療スタッフの知見も広がり助かっている。
- 在宅での栄養支援が必要な糖尿病の独居高齢者へ、管理栄養士が関わることで、日々の食生活が改善し、HbA1c や体重に良い変化が見られた。



他職種から

- 誤嚥の恐れのある低栄養患者に対して、介護者の負担軽減になる濃厚流動食の提案や、患者本人の希望である経口摂取の継続に向けた調理方法を指導いただき、摂取できる食品の種類が増え、QOLの向上につながった。看護師も学ぶことが多く、栄養面で心配な患者は管理栄養士に依頼したい。（看護師）
- 調理はできないと訪問介護に頼りきりの患者が、管理栄養士から簡単な調理方法を教えてもらうことで、1品は調理するという目標を達成し、自信につながった。（介護支援専門員・訪問介護員）



利用者様（ご家族）からの声

- 実際の食事量を見てもらって、過不足の確認をしてもらえて安心できた。
- 誤嚥を繰り返していたが、とろみやミキサー、ゼリー食など、必要に応じて色々な調理方法を教えてもらい、誤嚥することが減り、食事量が増えた。
- 食べる量が少なく困っていたが、少量でも栄養価が上がる調理方法を教えてもらい、体重が増えた



管理栄養士がいない診療所の皆様へ

<https://www.dietitian.or.jp/carestation/introduce/>



ご依頼および詳しい契約内容等は、
各都道府県栄養士会栄養ケア・ステーションまで、お問い合わせください。

都道府県栄養士会一覧

<https://www.dietitian.or.jp/about/region/>

管理栄養士が いない 診療所の皆様へ

都道府県栄養士会
栄養ケア・ステーションの
登録管理栄養士が
栄養食事指導（外来・在宅）を
行います。



栄養ケア・ステーション

栄養の力で人々を健康に、幸せに。

診療所の現場で、こんなお悩みはありませんか？



- ✓ 栄養食事指導が必要な患者がいるけど、どこに相談したらいいかわからない…
- ✓ 栄養食事相談ができる管理栄養士を探してほしい…
- ✓ 必要な日に必要な時間だけ頼みたいのだけれど…

都道府県栄養士会栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士が、
栄養食事指導（外来・在宅）を行います。

管理栄養士による栄養食事指導

外来栄養食事指導（外来栄養食事指導料 2）

管理栄養士が診療所に出向き、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。
栄養管理が必要な方がおられましたら、ご相談ください。

【対象患者】

- ・通院中の患者
- ・糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、心疾患、高度肥満症、脾臓疾患、貧血、痛風など、特別な治療食が必要な方
- ・がん、摂食機能又は嚥下機能低下、低栄養状態の方

【指導内容】

- ・疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導
- ・食事摂取量と栄養状態の確認
- ・病態や食の好み、周りのサポート等を考慮した具体的な献立提案
- ・栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・その他、療養生活に関わる様々な相談

訪問栄養食事指導（在宅患者訪問栄養食事指導料 2（診療報酬）、居宅療養管理指導費Ⅱ（介護報酬））

通院などが困難な方のために、管理栄養士がご家庭に定期的に訪問し、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。なお、訪問栄養食事指導については、対象患者が要介護又は要支援認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなります。

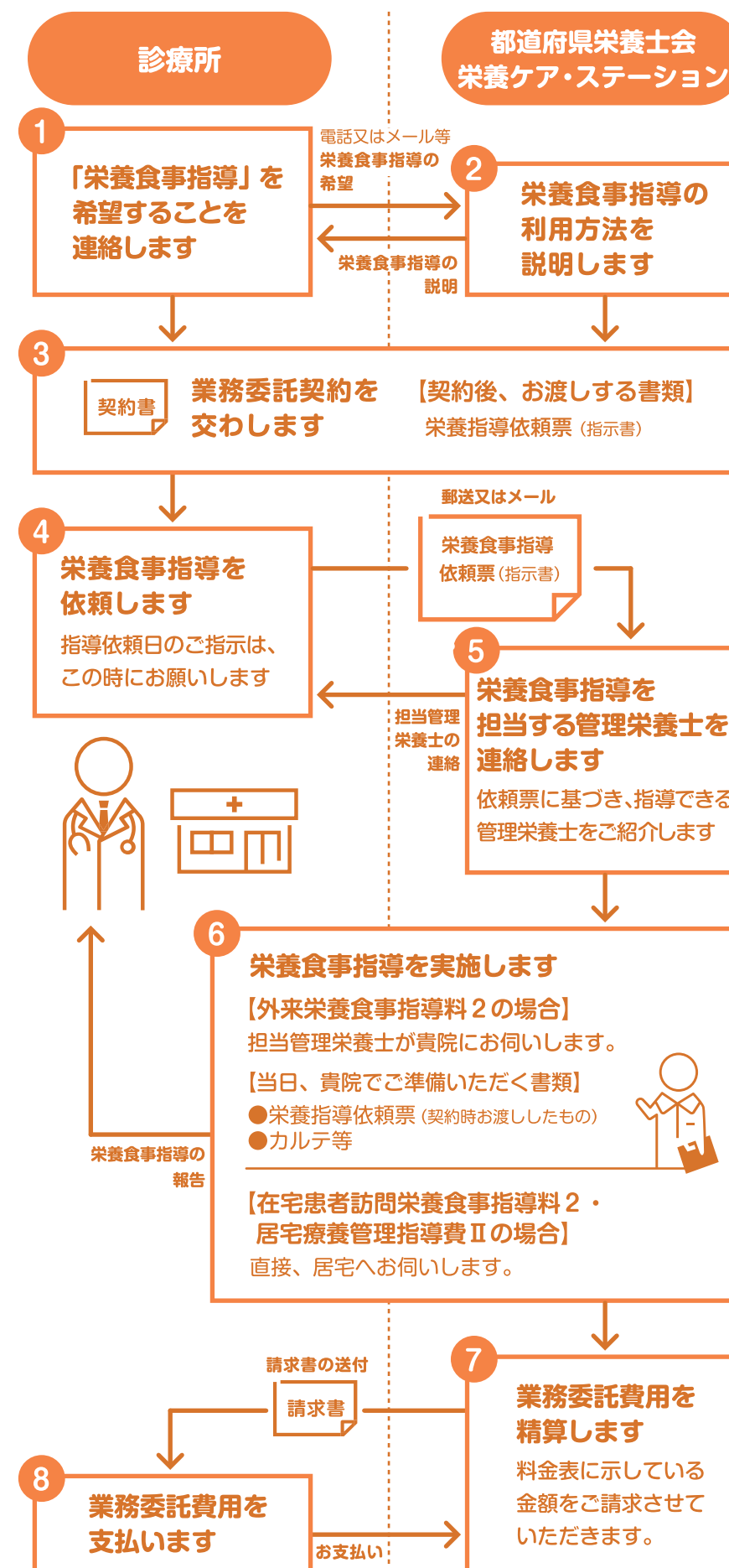
【対象患者】

- ・通院が困難でご自宅で療養中の方
- ・糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、高血圧、心疾患、高度肥満症、脾臓疾患、貧血、痛風など、特別な治療食が必要な方、低栄養状態、嚥下機能障害の方

【指導内容】

- ・疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導
- ・食事摂取量と栄養状態の確認
- ・調理指導（ヘルパーや家人への指導も可能）
- ・栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・その他、療養生活に関わる様々な相談

栄養ケア・ステーション活用の流れ



診療報酬 介護報酬 の 算定について

診療報酬の算定

● 外来栄養食事指導料 2

- （1）初回 250 点
（情報通信機器を用いた場合：225 点）
- （2）2 回目以降 190 点
（情報通信機器を用いた場合：170 点）
- ※初回の指導を行った月にあっては月 2 回に限り、その他の月にあっては月 1 回に限り算定する。
- ※令和 4 年診療報酬改定より「外来栄養食事指導料 2」では、情報通信機器を用いて指導を行った場合も初回から算定可能

● 在宅患者訪問栄養食事指導料 2

- （イ）単一建物診療患者が 1 人の場合 510 点
- （ロ）単一建物診療患者が 2～9 人の場合 460 点
- （ハ）イ及びロ以外の場合 420 点

※患者 1 人につき月 2 回まで算定

介護報酬の算定

● 居宅療養管理指導費Ⅱ（介護報酬）

- （一）単一建物居住者 1 人に対して行う場合 525 単位
- （二）単一建物居住者 2 人から 9 人以下に対して行う場合 467 単位
- （三）一）及び（二）以外の場合 424 単位